

平成 28 年度 第 10 回教育問題審議会 会議録

日時：平成 29 年 1 月 16 日（月）

午後 3 時～午後 4 時 15 分

場所：泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

○会長

本日はご多用の中ご出席いただき、まことにありがとうございます。ただいまから第 10 回教育問題審議会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、本日の委員の出席状況につきまして、事務局よりお願いいたします。

○教育部長

本日は R 委員から事前に欠席の連絡がありました。それから、Q 委員からは遅参する旨の連絡をいただいております。

現在のところ、委員 20 名のうち 18 名の委員さんのご出席をいただいている状況でございます。

○会長

ただいま報告がありましたように、本日は既に出席委員が過半数を超えておりますので、この審議会は適法に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、資料の確認につきまして、事務局からお願いします。

人権教育課長。

○人権教育課長

それでは、配布させていただきました資料の確認をお願いいたします。万一漏れがありましたら、ご指摘のほどよろしくお願いします。

事前資料といたしまして、資料 1、教育問題審議会答申（素案）、資料 2、教育問題審議会開催日程になっております。

本日配付の資料といたしまして、まず議事日程、これは事前資料と同じものでございます。もう一つ、資料 2 の修正版を配布いたしております。以上、よろしくお願いします。

○会長

当審議会は、原則公開となっております。本日の傍聴の申し込みにつきましては、どうなっていますでしょうか。

○教育部長

現在のところ、傍聴の希望者はございません。

○会長

それでは、議事に入らせていただきます。

本日配付の議事日程をご覧ください。

2 として、議事事項が書いてございます。まず、1 番目の教育問題審議会答申（素案）の提案、審議に入りたいと思います。

事前配付いたしております資料 1 をご覧ください。

前回、12 月 26 日の第 9 回審議会におきまして、これまでの審議会での意見、また 11 月に開催いたしました 4 中学校での教育を語る会での参加者数の課題、さらに、教育を語る会での意見を踏まえて示されたスケジュールの中で、具体的な学校の姿を示すことは困難と判断し、泉南市教育振興基本計画を踏まえた理念的答申を出すことを確認いたしました。

それに加えて、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきました。主な意見を大きくまとめますと、小中一貫教育と小中一貫校の用語の整理が必要である。それから、今後の小中一貫校の具体的な在り方を考える際は、施設一体型、分離型の形だけでなく、学校統合も視野に入ること。それから、それぞれの学校の建物の耐用年数との関係を踏まえて計画すること。地域住民や保護者の意見を聞く際は、施設一体型、分離型の形や学校規模についての考え方。また、将来にわたる泉南市の財政的状況や児童生徒数の推移など、必要な情報を全て明らかにした上で意見を聞くこと。教育コミュニティとは何かを地域住民、保護者が理解できるように具体的に明らかにすること。子どもの権利に関する条約が制定されている本市の姿勢として、子どもの意見参加について、保護、保障することなどの意見を皆様からいただいたと思います。

それらを踏まえて、答申の素案を私のほうで作成してまいりました。事務局を通して事前に配付していただいておりますが、何分年明けを挟み、さらに前回の会議から今回まで時間が少なく、直前の配付になったかと思いますので、今から全文読み上げまして、提案といたしたいと思います。

なお、前回頂戴した意見に基づき、6 ページの上の四角で囲んだところをちょっと見ていただきたいのですが、(1)の方針という部分の括弧の下に星印をご覧ください。冒頭申し上げましたように小中一貫校と教育両方の記載があり、それぞれの提起が計画ではないとのご指摘がございましたので、小中一貫校とは、小中一貫教育を推進する学校であり、小中一貫教育とは、小・中学校が目指す子ども像を共有し、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的教育を目指す教育であると、小中一貫校及び小中一貫教育について定義いたしました。

もちろん、小中一貫教育と書いている部分もございしますが、できるだけこの小中一貫校という表現を採用できるところは採用していくということで、この方針に示された小中一貫校という言葉をご理解いただきたいと思います。

それでは、資料 1 のところを読ませていただきます。この資料 1 の部分の最後に資料としてついております、参考資料については、後ほどご覧いただくこととして、8 ページまで、読み上げてまいります。その後、皆さんのご意見をいただけたらと思います。

まず、泉南市教育振興基本計画の理念実現を図る学校規模適正化を含めた学校の在り方についてという、一つのタイトルがございます。

1、諮問内容について、平成 28 年 8 月 3 日、本審議会は、泉南市教育委員会より、泉南市教育振興基本計画における計画の推進方策として示された「計

画の理念実現を図る学校規模適正化を含めた学校の在り方検討」について諮問をいただきました。その際の、検討の視点、検討の条件、検討事項については以下のとおりです。

さまざまな、厚みのある議論をしていただいたんですが、簡潔に申し上げますと、検討の視点は5点です。

「小中一貫教育を視野に入れた小中連携」「学校、家庭、地域のつながりの力で子どもの未来をひらく教育コミュニティの拠点としての学校の役割」「泉南市公共施設等最適化推進基本計画（平成 28 年 3 月）との整合性」「調整区の解消」「今後 40 年間の将来を見通した学校のあり方、この五つの視点を持って、（2）検討の条件として、五つございます。「小中一貫教育を実行できる教育環境」「地域コミュニティを基盤にした教育コミュニティの創造」これは前回いただいたご意見の中にもございましたけれども、地域コミュニティというのは、それぞれ一番わかりやすいのが小学校区単位だと思いますが、一つの小学校区にもいろいろな地域のコミュニティがあると思います。それぞれの市町村によって、地域コミュニティというサイズはさまざまあるかと思いますが、教育コミュニティと申しますのは、大阪府の教育委員会が平成 12 年ぐらいから、健やかネット、地域教育協議会ということで0歳から 15 歳までの子どもについて、中学校卒業するまでは中学校区で子どもを見守ろうということで、それを教育コミュニティと呼んで、それぞれの地域コミュニティとか、小学校でのコミュニティはあるけれども、中学校区単位で教育コミュニティづくりを推進しようという音頭取りがあって、各中学校区に予算もつけまして、全中学校区あげて取り組んでまいりました。

教育コミュニティというと、その大阪府の教育委員会が提唱した教育コミュニティという考え方が一番ぴったりくるのではないかなと思っております。

続きまして、「調整区の解消」「学校規模」「通学距離・通学時間」を検討の条件に含めていこうということでございます。

検討事項といたしまして、「泉南市の子どもたちの生きる力と確かな学力を育成するため、今後 40 年間を目途に児童生徒数の推移、建物の耐用年数等を踏まえた上で、段階的に、すべての小学校と中学校を小中一貫校とすることをめざす。」

「小中一貫校を円滑に実現するため、中学校区を教育コミュニティづくりの基盤とし、原則として現在の中学校区につき、中学校 1 校、小学校 1 校を基本とする。また、中学校区の状況によっては、施設一体型も視野に入れる。ただし、児童生徒数の動向や社会状況等に応じて、必要な見直しを行うものとする。」

以上が、大きな検討の視点、検討の条件、そして検討事項というものでございます。

審議の経過というところでございますが、平成 28 年 8 月に新たにスタートした本審議会では、それまで審議してきた泉南市教育振興基本計画の理念に従って、諮問文に示された検討の視点、検討の条件を含めた検討事項について審

議を重ねてまいりました。

審議に当たり泉南市教育振興基本計画に基づき、本市において小中一貫教育が提起された理由について確認しました。これは後ほど資料を参照していただきたいと思います。

続いて、全国の小中一貫教育の現状と先行事例の説明を受けながら、小中一貫教育のメリット、デメリットを確認しました。

そこに、メリット、デメリットをまとめておりますが、小中一貫教育のメリット、デメリットということで、「小中一貫教育のねらいは大きく分けて「学習指導上の成果をあげる」「中1ギャップの緩和など生徒指導上の成果をあげる」「9年間を通して児童生徒を育てるという教職員の意識改革を図る」」この三つでございます。

「全国の先進実践校の成果から、小中一貫教育のメリットについては、「学習指導上の成果」として「学力調査の結果向上」「学習意欲の向上、学習習慣の定着」、「生徒指導上の成果」として「いわゆる中1ギャップの緩和（不登校、いじめ、暴力行為等の減少、中学校進学に不安を覚える生徒の減少）」「自己肯定感の向上、思いやりや助け合いの気持ちの育成」が重要なポイントとしてあげられている。

また「教職員に与えた効果」としては「指導方法への改善意欲の向上、教科指導力・生徒指導力の向上」「小・中学校間における授業観や評価観の差の縮小」」があげられております。

「デメリットについては、「児童生徒に与える影響に関する課題」として、「児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮」「小学校高学年におけるリーダー性や主体性の育成」が重要な課題としてあげられる。また中学校に進むことで、新たな環境が成長の自覚につながる側面があるが、そのような機会の保障も課題になる。

さらに「一貫教育の実施に伴う時間の確保等に関する課題」として「小・中学校間の打ち合わせ時間の確保」「小・中学校合同の研修時間の確保」「小・中学校の交流を図る際の移動時間・手段の確保」「教職員の負担の軽減、負担感・多忙感の解消、負担の不均衡」」があげられました。

このようなメリット、デメリットの確認を経て、審議を重ねた結果、次のような点が議論となりました。

「小中一貫校を実現する教育環境の整備と全市的な進め方について。」

「小中一貫校を実現する場合、その教育内容については、市内で一斉にスタートする必要があるため、その時期を根拠を示して定める必要がある。その際は、泉南市教育振興基本計画に示されている就学前教育機関との連携も視野に入れながら、デメリットとしてあげられた教職員の負担軽減をどう図るのかを考える必要がある。

中学校区につき小学校1校にするとした場合、小学校がなくなる地域が出てくる。その際の市民感情を踏まえた上で、新たな学校の教育環境をどう整えるのかを考えるとともに、校区が広がることで、家庭、地域との連携をどう図っ

ていくのかを考える必要がある。」

「教育コミュニティの考え方とその範囲について。学校とコミュニティとの関係を考えた時、現在においても小学校は地域から近く、中学校は遠いという感覚がある。中学校区という範囲でコミュニティを考えるのか、小学校区で考えるのか、議論をする必要がある。その際は、学校づくりとまちづくりの一体化の視点に立って、めざすべき「教育コミュニティ」とは何か、「地域コミュニティ」との違いも含めて、市民や保護者にわかるように示す必要がある。」

また学校規模の適正化をふまえた新たな学校のあり方を考える際は、学校規模の適正化を図る校区再編と、目指すべき教育コミュニティとしての校区のどちらを優先するのかを明らかにする必要がある。」

「学校の適正規模の考え方について。諮問文では学校の適正規模の上限は示されているが、下限が示されていない。小規模校になると手厚い支援が可能になる反面、学年が単学級になるとクラス替えができず、人間関係が固定化することによって、そのことで悩む子どもの問題に対応しにくい構造が生まれるなどの課題もある。そのことも含めて、学校の適正規模をどう考えるのかを示す必要がある。」

「児童数の推移の考え方について。諮問文には「国立社会保障・人口問題研究所による推計」と「泉南市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる推計」をもとにした数が併記されているが、どちらの数字で将来の児童生徒数の推移を考えるのか、明らかにする必要がある。」

「これらの議論を踏まえ、今後の審議に生かすため、中学校区の地域住民、保護者に諮問文について説明し、それについての意見を聞くことを目的に、4中学校区で、「教育を語る会」を行った。しかし参加者が少なく、地域住民、保護者に十分説明したとは言いがたい状況である。」

教育を語る会で出された意見として、1、教育を語る会のあり方について、「小学校区でも説明会をしてほしい。」「昼間の開催、駐車場の確保など、保護者が参加しやすい状況をつくってほしい。」「教職員の意見も聞いてほしい。」

小中一貫教育について、「小中一貫は中1ギャップに効果があり、不登校の解消につながるのではないか。」「小中一貫教育を進め、中学生が小学生にかかわる中で、自尊心を育てる教育を進めてほしい。」「小中一貫のキャリア教育を進め、将来の生き方を考える中で、学ぶことの意味を子どもたちと確認し、学習意欲を高めてほしい。」「今、小学校と中学校のつながりが見えず、自分の子どもが中学校に入ったときが心配。生徒数も急にふえる中で、先生はどこまで同じように指導してくれるのか不安がある。」「施設一体型はわかるが、分離型でどのような形で小中一貫教育が進むのか、イメージがつかみにくい。」

調整区解消について、「現行の調整区制度は学校規模適正化につながっていないのではないか。」「中学校区をまたぐ調整区についてはどう考えるのか。」

学校規模・学級規模、「適切な規模については、どう考えているのか。12 から 18 学級は適切なのか。」「学級の規模についても考えるべきではないか。」

新校舎の建設、「中 1 小 1 ということで先行実践例の学校の施設の説明があったが、同じような施設が建つのか、財政的に可能なのか。」

廃校になった小学校の取り扱い、「一中一小なら六つの小学校が廃校となる。その後、どうするのか。」

「なかでも、検討事項の 2 つめにある「各中学校区につき、中学校 1 校、小学校 1 校」については、これまでの審議会で出された意見も多様であり、特に中学校区で小学校が 1 校になることについては、「教育を語る会」でも、参加人数が少なかったにもかかわらず、さまざまな意見が出された。」

教育を語る会で出された意見、一つ目の丸です。「人間関係の構築への危惧」「小中一貫になると、中学校まで一緒になり、人間関係が非常に狭くなる。高校へ行ってからカルチャーショックを受ける場合もあるのではないか。」

「今なら中学校へ進学したとき、関係がリセットされ、新たな人間関係を築くことができる。」

二つ目の丸ですが、「校区が広域化することのデメリット」「小学校が減少するなら、「学校・家庭・地域のつながりの中で子どもの未来をひらく教育コミュニティ」の視点と矛盾するのではないか。広域化すると関係が希薄になるのではないか。

」「バス通学のことが書かれているが、自然に触れる、地域の人とかかわる、自分の身を守るなど、通学途上で学ぶこともあるのではないか、それはバス通学では経験できない。」「災害時の避難所としての小学校の位置づけはどのように考えているのか。」

「大規模になることへの危惧」「小学校が統合すれば規模が大きくなり、きめ細かいかわりが必要な時期に、それができなくなるのではないか。」「財政の論理ではなく、子どものことを考えた審議を。」「行革の一環としてではなく、子どもたちのことを考えて方針を出してほしい。泉南市の未来を担う子どもために、教育に予算をかけてほしい。」

「以上のことから本審議会では、審議会が出された意見も多様であることに加えて、地域住民、保護者等の十分な意見が聞けないままに、示されたスケジュールの中で具体的な学校の姿を示すことは困難と判断し、泉南市教育振興基本計画を踏まえた理念的答申を出すこと」を確認いたしました。

「本審議会では、その視点で、答申案に対する市民の皆様からのパブリックコメントを求め、その後、それらも参考にしつつ、最終答申をまとめたい」と考えております。

では、続いて、6 ページですが、「3. 泉南市教育振興基本計画の理念実現を図る新たな学校の在り方について」「(1) 方針」「泉南市の子どもたちの生きる力と確かな学力を育成するため、今後 40 年間を目途に、児童生徒数の推移、建物の耐用年数等を踏まえた上で、段階的に、すべての小学校と中学校

を小中一貫校とすることをめざす。」「小中一貫校には「施設一体型」「1対1の施設分離型」「1対多の施設分離型」の形があるが、今後、目指す小中一貫校の具体的な形をはじめとするその在り方については、学校数や校区の在り様も含めて、答申後、丁寧に時間をかけて、地域住民や保護者等の意見を聞きながら市において計画を立てることとする。」

その、星印のところは、先ほど読み上げさせていただいたとおりでございます。

「（２）方針の実施に当たって」

「①小中一貫校を目指すにあたって」「めざす理念」

「泉南市においては、これまで教科指導、生徒指導等で各担当教員を中心に小中連携を図ってきた。そのことの上に立って、平成 23 年度以降、キャリア教育の推進等を通して、中学校区の全教職員による「めざす子ども像（20 歳像）」づくり、さらにキャリア教育の全体指導計画づくりに全市的に取り組んできた。その際、各校の子どもの実態や取り組みについての全体共有を図る中で、小中連携を進めてきた。今後、小中一貫校をめざす際は、各校の子どもの実態に根差した「めざす子ども像・20 歳像（どんな子どもに育てたいのか・20 歳になったときにどんなおとなをめざすのか）」、そのため、「つけたい力（どんな力をつけたいのか）」を明らかにし、泉南市教育振興計画の理念を踏まえ、「誰のための、何のための小中一貫校か」を考えの基軸とした 9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす。」

「メリット・デメリットをふまえる」「メリットについては、先進実践校のアンケートから「上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった」「下級生に上級生に対するあこがれの気持ちが強まった」という点があげられている。積極的な異学年交流を進めることで泉南市の子どもたちの課題である自己肯定感の向上や、学習意欲を初めとしたさまざまな意欲の向上につなげることが重要である。」

また、泉南市の子どもたちの中には中学校に進んだとき、生徒指導や授業の在り方の違いに戸惑い、不安に陥る事例がある。「段差」の緩和を図るために、小学校と中学校の教職員がともに子どもが感じる「段差」を認識し、小学校高学年からの教科担任制の導入や、きめ細かい授業や生徒指導のあり方の共同研究を進めるなど、メリットを最大限に生かすことが必要である。」

「デメリットとしては最大の課題は教職員への負担である。「人事・予算面にかかわる課題」としてある「小・中学校間のコーディネート機能の充実」

「小・中学校の教職員人事の一体的な運用」の視点から、加配教員の活用や外部講師の派遣等を通して、教職員の負担軽減をいかに図るかが重要になる。」

「就学前教育機関との連携」「泉南市教育振興基本計画の推進方策にある、「子どもの育ちと学び、進路を保障するために、校種間のシステムや保育教育内容の「段差」をスムーズにする系統性、連続性のある保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の連携を推進する」を踏まえ、小中一貫校を目指す際は、就学前教育機関との連携を視野に入れる。」

「②今後、具体的な学校のあり方を計画するにあたって」「今後、具体的な学校の在り方を計画するにあたっては、次の３点をベースに検討を進めることが重要である。」

１点目、「学校規模」「計画を立てるにあたっては、小中一貫校を実現する教育環境としての適正な学校規模、学級規模を明らかにする。その際は、文部科学省、大阪府が示す基準を参考にするが、泉南市の子どもの実態、地域の実態を踏まえて判断する。」

２点目、「児童生徒数の動向」「泉南市教育振興基本計画や諮問書においては、児童生徒数の推移について、40年間の教育ビジョンを考えるとという側面から、「国立社会保障・人口問題研究所による推計」と「泉南市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる推計」をもとにした数が併記されてきた。今後、具体的な学校の在り方を計画していく際には、現実に即した児童生徒数の動向を見ていく必要がある。」

３点目、「耐用年数との関係」「今後、小中一貫校を実現する教育環境としての具体的な学校のあり方を示す際には、それぞれの学校の建物の耐用年数との関係を考慮して計画することとする。」

また、以上３点をベースに検討をすすめるにあたり、十分留意する点として次の３点を挙げております。

１点目、「教育コミュニティ」「泉南市教育振興基本計画の理念である「学校、家庭、地域のつながりの力で子どもの未来を拓く教育コミュニティの拠点としての学校の役割」という視点は、今後も計画を立てる際の重点とする。その際、従来から地域住民が大切にしてきた伝統的な地域コミュニティを基盤にしながらも、新旧住民の交流を含めた子どもを中心に世代を越えて人々がつながる新たな教育コミュニティ創造の視点との違いを明確にし、学校づくりとまちづくりを一体的に行う視野を持って、校区のあり方を含めた教育環境を考える。」

２点目、「調整区の解消」「調整区解消に係る人権啓発・人権教育のとりくみの推進プラン」は、計画期間を平成24年度から28年度の５年間とし、その後、大規模校・小規模校是正に向けての市内各小学校の児童数の動向を見通した上で調整区を解消することとしている。調整区解消の形の方角性については本審議会答申で明らかにする予定であったが、具体的な学校のあり方についての答申が困難になったため、調整区解消については今後の具体的な学校のあり方を計画する際に、その方向性を示すこととする。その際に、二度と人権侵害等の事象が生起しないよう、引き続き、人権啓発・人権教育の取り組みを強化、推進する。」

３点目、「地域住民、保護者等の意見を聞く」

「小中一貫校を実現する教育環境としての具体的な学校のあり方については、地域住民や保護者の意見を十分に聞きながら計画を立てていく。その際は、「施設一体型」「１対１の施設分離型」「１対多の施設分離型」それぞれの形のメリット・デメリット、教育コミュニティや学校規模についての考え方、ま

た将来にわたる泉南市の財政的状況や児童生徒数の推移等、必要な情報を全て明らかにした上で意見を聴くこととする。また、「子どもの権利に関する条例」が制定されている泉南市の姿勢として、子どもの意見参加についても保障する。小中一貫校を目指す際の自分が通う学校の施設や独自教科などのカリキュラム内容など、子ども自らが通いたくなる学校の在り方を考えていく中で、子ども自身が感じる小中の「段差」についても明らかにする。」

以上、今までの審議の経過を踏まえて、私のほうで素案としてお示しさせていただきます。

それでは、ただいまの素案について、ご意見、ご質問がございましたら、出していただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

N委員、どうぞ。

○N委員

8 ページの調整区の解消というところで、この文面がちょっと気になったんですが、調整区を解消するのに、どうして人権啓発・人権教育の取り組みを重点的にせないかんのですか。その辺をちょっと聞かせてほしいんですが。

○会長

調整区解消の部分については、事務局とやりとりしながら書いてまいりましたので、ここの部分について、事務局いかがでしょうか。

人権教育課長。

○人権教育課長

ここの文章につきましては、現在行っている調整区解消に係る人権啓発・人権教育の取り組みの推進プランに基づき、今まで行ってきた取り組みの総括を踏まえて書かせていただきました。

調整区全てについてはいろいろあるかと思いますが、現在、人権行政の推進本部で調整区問題に係る対策部会が行われており、その中でこれまで行ってきた総括について議論しておりますので、その内容を踏まえて、このような文章にさせていただいております。

○会長

N委員、どうぞ。

○N委員

この文に、二度と人権侵害等の事象が起こらないよう、発生しないように書いてますね。小中一貫校にしたら、調整区問題はなくなるんじゃないですか。

○会長

施設一体型になれば。

○N委員

中学校校区で小中一貫校にするなら、こんなことうたわんでも調整区みたいな、なくなるんじゃないですか。単純な考え方かもしれませんが、私はそう思います。あえて、何でここで、こういうことを書いてるのか。まして、人権啓発・人権教育の中身が私は全然わからない。何を人権教育して、人権啓発するんか、そういうことも、もうちょっと具体的に文章にしてもらわんと。すん

ません。

○会長

人権教育課長。

○人権教育課長

この諮問文の中では、小中一貫校を、中学校区につき1校という形の中で、調整区を解消していく方向性の中で論議していただこうかと考えておりました。しかし、教育問題審議会の中で、具体的な学校の形を、今、示すことは難しい状況とでなっておりますので、具体的な小中一貫校の形が明らかになるまでの間の人権教育と考え、記載しております。

○N委員

ちょっと言うてる意味が難しすぎて、わからないんですが。小中一貫校になったら、調整区なんかなくなるんやから、別に書かなくてもいいんじゃないかなと、私は思いますよ。小中一貫校ができるまで人権教育をするって、その発言がおかしいと思います。私の取り方、悪いんかもしれないが。

○会長

人権教育課長。

○人権教育課長

小中一貫校の形が、中学校1校、小学校1校の形と決まっていれば、今おっしゃったとおりになるんですが、1対多になるという可能性もあります。中学校1校、小学校1校になるという方針がはっきり出せないので、1対多になる可能性があるという現状確定していない状況では、人権教育が必要であると考え、記載しております。

○会長

N委員がおっしゃっているように、小中一貫校が一体型、あるいは中学校1校、小学校1校の連携となれば、もう調整区の問題というのは解消しますが、1対多の施設分離型になる可能性が残っているので、このような表記になっていることですね。

○N委員

すみません、小中一貫校にするんでしょ。しないんですか。そのための諮問であり、この審議会じゃないんですか。

○会長

はい。

○N委員

調整区っていうのは、別に住民がつくったものでもないですよ。行政がつくったものであって、それをいつまで、これを残したいんやということ。今、文章だけでも、これをなくす機会、違うんですか。将来、小中一貫校にするので調整区がなくなりますっていうことで、いいんじゃないですか。これをずっと、人権啓発・人権教育と書いている文章、見ましたらね、出てきた事象というのは、鳴滝第一小学校と鳴滝第二小学校を一つに統合したときに出てきた事象です。それをいつまで残したいんやということ。いつまでもこんな

ん引っ張っていると、終わりがありませんよ。だから、人権啓発・人権教育とはどういうことをするんですか。この会議は、その問題を議論する場ではないですからいいんですけど、それはまた後で教えてほしいです。

○会長

そのほかの素案についていかがでしょうか。

L 委員、どうぞ。

○L 委員

1 点だけ確認させていただきたいんですが、6 ページの方針の括弧の中の丸の二つ目の文章中に、この教育問題審議会というのは教育委員会から諮問を受けて答申を出すということだと思ってるんですが、その丸の一番最後のところで、地域住民や保護者等の意見を聞きながら、市においてとあります。この市というのは、全文見させていただいた中では、教育委員会だけでなく市長部局、も含めて市においてということで解釈してるんですが、その考えでいいのかどうかということだけ確認したいと思います。

○会長

施設一体型という形にしても、また小1 中1 というような形になったとしても、やはり予算の伴う部分でもございますので、ここは教育委員会から諮問を受けておりますが、市としてどういうお考えで計画を立てるのかということは、この答申を踏まえていただいて、お考えいただけたらと考えております。

○L 委員

わかりました。

○会長

ほか、いかがでしょうか。

T 委員、どうぞ。

○T 委員

6 ページですが、方針のところで、今後 40 年間を目途に、児童生徒数の推移と建物の耐用年数等を踏まえてと書かれています。私は、西信達中学校区の校長の代表として参加させていただいておりますので、要望として申し上げたいのですが、西信達中学校がもう 60 年たっており、小学校も 50 年たっております。できましたら次の審議会のときにも早目に答申を出していただいて、なるべく早く対応をお願いしたいというのが要望です。

○会長

いかがでしょうか。その他、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

P 委員どうぞ。

○P 委員

私も確認という意味で、6 ページの方針の一つ目の丸で、踏まえた上で、段階的に全ての小学校と中学校を小中一貫校とすることをめざすという言い方なんですけど、これは諮問文と同じ言い方なんですけど、その一方で、2 ページの下丸の、小中一貫校を実現するための教育環境の整備と全市的な進め方の中の 1 行目で、市内で一斉にスタートする必要があるためという言い回しがあり

ます。審議会の議論の中でも、小中一貫校は一斉にスタートするというお話がありました。多分この段階的にというのは、例えば校舎の建てかえや1対1の施設分離型とするのは段階的にという意味かと思うのですが、この表現だと小中一貫校と段階的に、順番に小中一貫校にしていきますと読めてしまうのではないかと思います、そのあたりの言い回しを誤解のないようにしておいたほうがいいのではないかという気がするんですが。

○会長

これは、大阪市などの例で、大阪市は小中一貫教育を進めているところとそうでないところがございまして、非常に小学校、中学校が仲よく、いい取り組みができてきた。けれども、人事異動に教員が入れかわりますので、そこまでやらなくていいんじゃないかっていうような形で、取り組み自体が後退していったというような例がございました。2ページのところで、市内一斉にというのは、そういう考え方も含めて、小中一貫校の考え方は一斉に、全ての学校あるいは教職員が学んでいく、あるいはめざす子ども像を共有していくという意味で書かせていただきました。

P委員がおっしゃったように、その箇所について言葉を補足することを検討し、考え方としては、この答申が、市をあげて小中一貫校に取り組みましようということの一つの根拠になればいいなと思っておりますので、そこを工夫していきたいと思います。そのほか、いかがでしょうか。

○委員、どうぞ。

○○委員

7ページに、就学前教育機関との連携という文章があるんですが、幼稚園につきましては、中学校区の小中学校との連携を今までも進めてきてるのですが、幼稚園については、統廃合されてから2中学校区が園区になっておりまして、連携しているんですが難しいところもあると思っております。

それと、全ての就学前機関と連携をするということになると、すごく難しくなるのではないかと思います、今の時点で就学前教育機関との連携を視野に入れるとありますが、具体的にどんなことをイメージされてるのかというのがあれば聞かせていただきたいと思います。

○会長

これについては、小中がいくら手を携えて連携の教育を進めたとしても、就学前教育との連携がうまく図れているところとそうでないところということになると、子どもたちにあらわれる成果の面で差が出てくるのではないかと思います。幼稚園、保育所、認定こども園の先生方と一緒に保・幼・こ・小の連携が進んでいるところというのは、そのままスムーズに上がっていくという事例がたくさんございます。

私は、泉南市でも教職員対象に3回、この小中一貫教育の研修を受け持たせていただいて、1学期、2学期が終わったところなんです。3学期も来月もう一回残っています。これは、中学校の先生と小学校の先生と、それから保育所、幼稚園の先生が、一緒になって小中一貫校について研修を進めていくという、

泉南市の人権の取り組みなんですけど、その中で校種が違う方とお話しをすることによって気づくこともたくさんあるという感想を研修の後のアンケートなどでもいただいております。

就学前教育機関との連携は、基本的に幼稚園、保育所、こども園からの引き継ぎ、あるいは教員同士のコミュニケーションを密にしていくというのが私のイメージです。事務局として連携についての具体的方策について、今私が申し上げたこと以外にありましたらどうぞ。

○人権教育課長

ここの文章は、泉南市教育振興基本計画を策定するさいの論議の中から出てきたと考えております。

現在もキャリア教育を中心に泉南中学校校区は全ての就学前教育の関係者も一緒に組織に入っております。一丘中学校校区も幼稚園が入っていると思うんです。カリキュラム全体として連携は、まだそこまでは難しいかと思いますが、子どもの育ちということを考えるためには、組織に入っていて、めざす子ども像を共有している小中との連携とは温度差はあると思うんですが、そこは一緒に考えていくということが必要かと考えて、泉南市教育振興基本計画では、そこを示しているということでございます。

○会長

はい。

○○委員

ありがとうございます。現段階でも、体験入学は全ての就学前の施設が一斉に全市的に行っていただいておりますし、それから、キャリア教育を中心に小中学校の先生方、就学前の他の施設の先生方とめざす子ども像等を話し合う機会もあって、その中で違う施設の先生方の話を聞くことで参考になることはあると思っていますが、ほかに何かあればと思ってお聞きしました。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。Q委員、どうぞ。

○Q委員

一つ前の2ページの部分で、小中一貫校について市内で一斉にスタートする必要があるという文言についてお話が出たんですが、以前のこの会議で、5年後に小中一貫教育をめざすというような文言を議論したと思います。

小中一貫教育というのは、この6ページ中段四角の下に書いているように、小中一貫教育とは小中学校がめざす子ども像の共有と9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育であるという、2点を言ってるわけなんですけど、めざす子ども像は何回も出てるように、泉南市ではすべてできあがってるわけですね。しかし、9年間を見通した教育環境や課程というのはまだできていないということですね。要は、このことは、今生きているのかどうかということですね。その辺は素案の中に盛り込まれていないのでね。その辺はどのように考えてるのかと思っています。

以前の会議では、5年後に、まず小中一貫教育を進めましょうというのがあったと思うんです。それが、どうなっているのか、またそれは今後教育委員会や市の中で議論していくことにも含まれているのか、その辺少し確認をしたいと思っています。

○会長

ありがとうございます。確かに5年後に一斉にスタートという文言がございました。素案をつくる時にどうしようかということで、事務局ともやりとりもいたしました。例えば、今後、それぞれ学校へ出かけて行って、丁寧に説明し、ご意見も伺うということになっていくと、5年先ですと言うと、そんなに期間があるともううちの子は関係ないなということになっていけないので、取り組んでいけるところは取り組みを進めていけばいいのではないのかとも考えられます。それこそめざす子ども像が共有されているので、その点だけでも一つの小中一貫校のパーツとしては、既にできているわけでございます。一応、5年後にということで、遠い話だという印象を持たれないように小中一貫校を進めていきますという思いで説明し、できるところから取り組むということも考えられると思います。アジャイル開発とかいうのが、今注目されているんですが、これは、PDCAといわれるようなきちとした方針立てて、そこからスタートということではなく、できるところから、子どもに合わせて、こんなこともできる、あんなこともできるというような、スタイルの手法になっています、今の泉南市の現状からすれば、その方がより保護者、住民の方からのご意見をいただきやすいのかなと感じておりますので、5年というのは一応の目処ということでいいのではないかと考えて降ります。

○Q委員

できるところからやるということですか。

○会長

できるところから進めていくということでどうでしょうね。

ほか、いかがでしょうか。

I委員、どうぞ。

○I委員

5ページのところですが、9回目、10回目の審議会として、こういう方向づけが出てきました。これはやむを得ない話なんです、一応理念的答申という形で出てくるということですが、教育委員会のお考えをお伺いしたいのですが、例えば、仮定の話になるかもしれませんが、教育を語る会で保護者の参加がもう少し多く、いろんな意見が出ていたとして、具体的な答申がなされた場合、タイムスケジュール的に教育委員会としてはどのような今後の動きを考えられてたのか、それがこういう理念的な答申になったために、時間的な差が出てくるのか、その辺をちょっと聞かせていただけたらと思うんですが。

○会長

事務局へのご質問ですが、いかがでしょうか。

教育部長。

○教育部長

諮問の段階では、現行のように中学校区をもとに、各中学校区で中学校1校、小学校1校でやりたいということで諮問をさせていただいておりましたので、それがそのまま答申ということであれば、その答申を受けまして、その姿を具体に実現していくという計画を行政として立てるわけですが、それについては大きな枠組みがそこで決まりますので、あとはそれぞれの学校の耐用年数や子どもの推移によって、いつ、どの時期に、どういう形でその最終的な学校の在り方にするかというような計画を早期に立てるとこのようなスケジュールを考えておりました。今回、理念的答申とということでございますので、まずその4中学校区を基本とするなり、そのあたりについても、改めて住民の方々に説明して、ご理解をいただいた上で、その結果どうなるかわかりませんが、それに基づいた実施計画案というようなものを、つくる必要がありますので、当初の計画よりは少し時間を要する見通しになる状況でございます。

○I委員

ありがとうございます。

○会長

N委員。

○N委員

私が言いたいのは、調整区解消に何で人権問題が出てくるのか、それが不思議で仕方がない。調整区解消で人権について大きく載せてるのか、この辺をちょっと答えてほしいんです。事務局答えて。調整区解消と人権と関係ないんじゃないですか。

○会長

人権教育課長、どうぞ。

○人権教育課長

ここの文言につきましては、先ほども答えましたように、前回の教育問題審議会で校区再編に関する議論の際、人権侵害の事象が生起したということがございます。調整区を解消するということは、今、調整区と言われてるところの地域が、どこの校区にあるかはっきりと決まるということになります。そのときに、もう一度同じような事象を繰り返したくないということで、人権教育、人権行政を進めるという意味で書かせていただいているということでございます。

○N委員

言ってる意味がちょっと理解しにくい。だから、調整区はなくすんでしょう。なくすために、小中一貫校にしていくという目的で進んでるんじゃないんですか。だったら別にここで、調整区解消に向けて、小中一貫校を目指します、それだけでもええと私は思うんですが。

前回の審議会で、こういう事案が起こったっておっしゃいますが、起こったんじゃないくて、起こらしたんやんか。こういうことをわざわざつくって、そういう問題を起こしたんや。だから、今度そうなったときに、そんなんあきませ

んって、それはおかしいで。この文章何かちょっと変えてもらわんと、私は納得できません。そういうことがあったから、二度と起こらないようにしないといけないって、そういう問題じゃないでしょう。まあ、時間かかるみたいなんです、もういいです。

○会長

では、それ以外にいかがでしょうか。

○副会長

今回の素案の形で行きますと、一番最初に答申の説明があって、その後この間の審議会の経過があって、最終、きっと3番の6ページのところの学校の在り方についてというところから方針ということになると思うので、結局ここが一番メインになって書かれている部分かなと思っています。

その中で、会長さんとも少し電話でやりとりもしながら、話をしていたんですが、ちょっと皆さんのご意見が聞けたらいいかなと思っているのは、今後、具体的な学校の在り方を計画するということなんですが、言葉が非常に大きくて、学校の在り方って一体どこまでが学校の在り方なのかというのが、非常に難しいんです。もともとこれ題名が、学校規模適正化を含めた学校の在り方について、これから答申をつくろうとしているということですので、その場合、この間、前半の部分でやった教育振興基本計画との考え方も含めると、特に7ページの②のところが、少し私の中では課題を感じています。要は、計画をつくるに当たっては次の3点をベースに検討する。この3点が、いわゆる学校のハードの部分なんですね。学校のハードの部分というのも当然学校の在り方の一つなんですが、もう一方で教育振興基本計画の中にある大きな柱の一つに「つながり」というのがあって、ここで何回も議論になっていて明確じゃないという話もあるんですが、いわゆる地域のコミュニティを核にした学校教育コミュニティというのが、大きな考え方の中にずっとあると思ってるんですね。

そうすると、この3点をベースにして、次の3点を十分留意するという書き方でいいのかどうか。特に、一つ目の教育コミュニティの考え方が、今後の計画、在り方の計画を考えるときに、教育コミュニティというこのつながりの部分をベースではなくて留意点でいいのかどうかというのが、私ちょっとひっかかっていて、今までのつながりを大事にしないといけないのではないかな。でも、新たな人間関係も構築していかないといけないのではないかなという書き方にはなっているんですが、ここの部分がまるっきりハードの部分だけを前にベースにして、人のつながりであるソフト面の部分を留意事項に置いているっていうことが、それでいいのかどうかについて、委員の皆様のご意見も聞きたいなと思っています。

私は理念系であるんだったら、この理念の人のつながりっていう大きな考え方っていうのはベースの部分に入れておくほうがいいのではないかなという気はしてるんですが、皆様のご意見が、もし聞けたらありがたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○会長

今、副会長から提案がございましたが、いかがでしょうか。

具体的に言うと、②の次の３点をベースに検討を進めるというのではなく、学校規模と児童生徒数の動向と耐用年数との関係と、それからこれは理念の答申であるとしたら、やはり教育コミュニティというものをベースに置いておくべきという、そういうご意見ですが、いかがですか。

Ｑ委員、どうぞ。

○Ｑ委員

今、副会長のお話を聞いておりまして、確かにこのハード面のこの３点というのはベースになる部分かと思いますが、ただやはり、確かに理念的な答申ということになると、やはり理念と言えども教育コミュニティしかございませんので、できればこれもベースの一つに入れといていただくほうが、理念としては、つじつまが合うのではないかと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございますほかいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、今、Ｑ委員からもご賛同いただきましたし、それから何人かの方がうなずいていただいたということもございますので、一応その３点をベースに、４点をベースに検討を進めるということで、教育コミュニティについてもベースとして考えていくという形で書いていきたいと思います。ほかいかがでしょうか。

Ｉ委員、どうぞ。

○Ｉ委員

この教育コミュニティというのは、先ほど最初に会長さんが説明していたような形になると思うんですが、その辺がこの説明がない限りは、８ページの地域住民に対する意見を聞くという中にも当然出てくるんですが、この教育コミュニティというものの定義ではないですが、その辺もやっぱり一応どこかに入れておくべきではないかと思いますが。

○会長

ありがとうございます。

では、Ｉ委員からも教育コミュニティの理念も大切だから、どういうことなのかという解説も入れてはどうかというご提案もございました。

そこで、今回、皆様方から頂戴いたしました意見をもとに、次回、私のほうで答申案をつくってまいりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、議案の２番目、今後の日程についてに移っていききたいと思います。資料２をご覧ください。

前回の会議でも確認させていただきましたとおり、次回の会議で私から出させていただきます答申案について意見をいただき、その後パブリックコメントを受けて、３月に審議会を開き、そこで答申という形をとるということで確認させ

ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、最後の議案、その他になっておりますけれども、事務局のほうで何かありましたら、ご提案をお願いします。

人権教育課長。

○人権教育課長

その他といたしまして、次回の日程について、ご説明させていただきます。

事前資料におきましては、第 11 回の日程が 2 月 7 日となっておりますが、諸般の事情で申しわけございませんが、2 月 13 日の月曜日に変更させていただきたいと思います。時間も、申しわけございませんが、4 時ということでよろしく願いいたします。場所は今日と同じでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○会長

それでは、日程の変更の件、よろしくお願いいたします。

では、第 10 回の審議会として予定をしておりました議案事項、一通り終了いたしました。

本日、第 10 回の審議会、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

— 閉会 —